宮崎学園短期大学研究者行動規範

平成２８年３月１５日　制定
平成２９年４月　１日　改定

本学の学術研究は、団体からの経常費補助金、学生からの授業料及び外部資金等によって支えられていることから、研究資金の不適切な使用は、その社会的信用を失墜させる結果となることを強く認識し、故意に不正を行うことは絶対にあってはならない。これらの基本的認識のもとに、「宮崎学園短期大学研究者行動規範」をここに定める。また、研究者の社会的使命並びに責任から、自らのみならず研究者の属する組織において、研究費と研究の不正が行われることがないようにしなければならない。

（研究者の基本的責任）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有することを自覚する。

（研究者の姿勢）

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識の向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

3. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。
 また、研究活動によって生み出された成果やその基となったデータ等は適切に管理･保管し、必要に応じて開示しなければならない。

（科学研究の利用の両義性）

6. 研究者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（研究活動）

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また加担しない。

 なお、調査データ等の保存期間は、当該論文等発表から１０年間を原則とする。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

8. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（研究対象などへの配慮）

9. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

 人を対象とした研究については、研究倫理審査を受けなければならない。

 詳細については、別に定める。

（他者との関係）

10. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（社会との対話）

11. 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対しての政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

（科学的助言）

12. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

（政策立案・決定者に対する科学的助言）

13. 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものでるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者への説明を要請する。

（法令の遵守）

14. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守するとともに、研究費は公的資金であることを認識し、適切に使用する。

（差別の排除）

15. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想、信条、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。

（利益相反）

16. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

宮崎学園短期大学事務職員行動規範

学長制定 令和３年１０月１日

この事務職員行動規範は、「宮崎学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」第４節に基づき、公的研究費執行に際してとるべき事務職員の責任ある行動として、共通認識を有すべき事項を行動規範として定め、この規範を遵守することを徹底することにより、本学における円滑かつ効率的な研究業務等の遂行に資するための事務業務が適正に行われることを目的とする。

１ 事務職員は、公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、常に説明責任を有していることを自覚して、国民の信頼に応えるようその職責の遂行に全力を尽くさなければならない。

２ 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保し、効率的な研究推進を目指した事務を行う立場にあるとの認識にたって業務を遂行しなければならない。

３ 事務職員は、研究活動の特性等を充分理解した上で、業務に当たらなければならない。

４ 事務職員は、本学が目指す高度な研究活動の推進に資するため、その業務の遂行に当たって研究者との連携に充分配慮しなければならない。

５ 事務職員は、業務の遂行に当たって本学の規程等関係法令を遵守し、適正に執行しなければならない。